

1 知的創作物 (une création intellectuelle) であること

精神の著作物は、自然人の創作行為から生じるものでなければならない。

(1) 自然人の関与 (intervention humaine) があること

創作者は自然人であり、法人は精神の著作物を創作し得ない。法人が著作権者となるには、集合著作物の規定によるか、著作権を譲り受けることが必要となる。集合著作物の規定による場合には、著作者人格権も法人に帰属する。

AI やコンピュータが、自然人の関与なく何らかの創作的と認められるようなものを作り出したとしても、それは知的創作物とはいえない。行った創作的な動作は、著作権法における創作行為ではない。写真など、創作に自然人の関与がある場合は、別である。

また、動物は物として扱われ (民法 515-14 条)、創作はなしえない。人間が動物を操っている場合のように自然人の関与があれば、知的創作物となりうる。

(2) 創作行為から生じるものであること

創作行為といえるためには、創作の意思と創作の行為が必要である。創作行為の前提として、創作者に創作における選択の自由が存在することが必要である。

(a) 創作の意思

自然人の関与があつたとしても意識的に行われたい行為により生じたものは、創作の意思がないため、精神の著作物であることが否定される。そのため、偶然の産物は、創作の意思がなく、創作行為と認められない。創作の意思は、結果を達成する意思であり漠然としていてもよい。即興演奏は、創作活動中の偶然であり、著作物と考えられている。乳児など創作の意思がまったくない者が作ったものも、偶然の産物と同様である。ある程度の分別がある者により作成されたものは、創作の意思に基づく創作行為があると認められうる。スポーツの動き (欧州司法裁判所 2011 年 10 月 4 日 C-403/08 Football association premier league 事件) や会話 (破毀院 2013 年 4 月 24 日判決ロフトストーリー事件) など、自然発生的な行為も、創作の意思がなく、創作の行為もないとされる。

(b) 創作の行為

創作行為の定義は論者によって異なるようであり、無から有を生み出すこと、既存のものに何らかの変更を加えること、自由かつ創作的な選択といった定義がされている。

考古学や民俗学的な発見 (ニーム控訴院 2011 年 10 月 30 日判決ショーヴェ洞窟の壁画の発見について否定) は、創作行為がないので、著作権の保護の対象にはな

らない。単なる労務の提供やノウハウの提供（破毀院第1民事部1989年5月2日 Corposa 事件は情報の収集について否定。破毀院第1民事部1989年3月29日テレビ放送作品の演出家の協力について否定）も、創作行為と認められない。実演も創作行為でない。選択行為しかないものも創作行為があるとはいえないので、単なるコレクションは保護されない。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237